



産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		午後10時
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	—	午前7時30分から 午後9時30分まで

4 変更する年月日

平成16年10月15日

5 届出年月日

平成16年9月8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成17年1月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	—	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
	午前6時から午後9時まで	午前4時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年10月15日

5 届出年月日

平成16年9月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成17年1月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファーストプラザ

須坂市大字井上字砂田1830-9ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)村山

須坂市大字小山2552-3

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)中部メガネセンター

長野市大字東和田714-1

(株)マックハウス

東京都杉並区高円寺南3-3-1KSビル

(株)ヨダ

東京都杉並区成田東4-39-8

(株)セリア

岐阜県大垣市外渕2-38

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年5月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,866平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 190台

(2) 駐輪場の収容台数 30台

(3) 荷さばき施設の面積 143平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 12立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)中部メガネセンター		午後7時
(株)マックハウス	午前10時	
(株)ヨダ		午後9時
(株)セリア		

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前9時30分から午前0時30分まで

(土曜日、日曜日、祭日 午前9時30分から午前2時30分まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 9か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後7時まで

8 届出年月日

平成16年9月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成17年1月31日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

木曽郡山口村における県営まごめ地区清水換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営まごめ地区清水換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年10月1日から10月29日まで

3 縦覧の場所

木曽郡山口村役場

農村整備課

公告

木曽郡山口村における県営まごめ地区新茶屋換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営まごめ地区新茶屋換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年10月1日から10月29日まで

3 縦覧の場所

木曽郡山口村役場

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

波田都市計画地区計画 中巾地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び波田町役場

都市計画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年9月30日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃砲刀剣類所持等取締法	2時間
銃砲刀剣類の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、銃砲刀剣類講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	11月2日(水)	午後1時から午後4時まで	中野会場	北信
	11月10日(水)		望月会場	東信
	11月17日(水)		駒ヶ根会場	南信
	11月24日(水)		木曽会場	中信

生活保安課

正 誤

平成16年9月22日付け長野県公告号外「国土利用計画法施行令に基づく基準地の単位当たりの標準価格」の中

ページ 行(箇所) 誤 正
29 下から1 檻 (都)

企画課